

# 長野県筑北村「地域おこし協力隊員」募集要項

筑北村は、長野県のほぼ中央に位置する人口 4,000 人程の自然豊かな山村で、北アルプスが望めるほか、季節の移ろいを五感で感じられ、「はぜかけ」などの文化が残る農村風景が魅力です。山村といえども、村内には JR の駅が 3 か所、さらには長野自動車道筑北スマートインターチェンジが開通し、アクセスも良好です。

人口減少が進む中でも活力ある村づくりを目指すため、豊かな自然や地域ならではの素材を生かした移住者受入・交流、農業 6 次産業、観光 PR 等に力を入れ、現在 3 名の地域おこし協力隊員が活動しています。(卒業者 29 名、うち 18 名が定住して今もなお活躍しています。)

こうした、新しい時代に向けた村づくりの主要ミッションに、地域住民や行政職員、関係団体などと一緒に考え、汗を流して取り組んでいただける方を募集します。

皆様の斬新な視点とこれまで培われたキャリアを筑北村の村づくりに活かしてみませんか。

## 1 ミッションと募集人員

- |             |    |
|-------------|----|
| ①移住・定住促進担当  | 1名 |
| ②観光（推進）担当   | 1名 |
| ③観光（温泉施設）担当 | 1名 |
| ④農業振興担当     | 1名 |
| ⑤林業振興担当     | 1名 |
| ⑥情報発信担当     | 1名 |

※上記より 1 つのミッションのみ応募可能とします。後述提出書類の内、様式 2 へ応募するミッションを明記してください。

## 2 ミッションの内容

### ①移住・定住促進

- ・空き家バンクの運用（空き家の掘り起こし、空き家の状態確認、空き家所有者や購入希望者の相談対応）
- ・空き家の利活用・空き家資源を活用した事業に関する業務
- ・移住促進イベントへの参加や企画・運営、移住者へのアフターフォロー（相談対応や移住者交流会の企画等）
- ・移住定住及び地域情報の発信、プロモーション（セミナーへの出展等）

### ②観光（推進）

- ・村内観光資源の洗い出しや新たな観光資源の発掘と PR 活動
- ・地域資源を生かした都市部との交流事業
- ・体験事業や温泉施設などを活用した交流事業
- ・村キャラクターの育成と AR プロモーションツールの活用事業
- ・地域おこし協力隊員、OB などとの連携企画事業

**③観光（温泉施設）※主に西条温泉とくらの活性化を想定しています。**

- ・温泉施設の集客につながる企画、運営
- ・温泉施設を活用した観光連携（都市部との交流事業）
- ・SNS等を活用した温泉施設の情報発信・PR等
- ・地域おこし協力隊員、OBなどとの連携企画事業

**④農業振興**

- ・米（はぜ掛け米）、そば、野菜等を生産し、その生産物の販売方法や高付加価値化等のモデルづくり
- ・耕作放棄地発生を防ぐ仕組みづくり
- ・その他（地域活性化に関する支援活動、農産物加工施設等の支援）

**⑤林業振興**

- ・森林整備として、林道の巡回および整備
- ・村内公共施設の支障木撤去

**⑥情報発信**

- ・ホームページの改修、自治体アプリの導入業務への参画
- ・広報媒体の作成（デザイン）や、SNS等を駆使した幅広い情報発信による関係人口・定住人口の呼び込み

**3 募集対象**

- (1) 令和6年4月1日現在年齢満20歳以上の方（性別は問いません）
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域又は政令指定都市等（過疎・山村・離島・半島等に該当しない市町村）から筑北村に生活拠点を移し、住民票を筑北村に異動できる方
- (3) 退任後に起業・就業・事業承継などにより、筑北村への定住を目指していただける方
- (4) 普通自動車運転免許を所得している方(AT限定可)
- (5) 地域おこしに意欲と情熱があり、地域住民等と積極的に協働活動できる方
- (6) パソコンを実務で使用できる方（Word、Excel、インターネット、SNS等）
- (7) 次のいずれにも該当しない方
  - ①地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方
    - ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
    - イ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
  - ②暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらの者と密接な関係を有する方

#### 4 勤務条件等

雇用形態	地域おこし協力隊員として委嘱します。身分は筑北村会計年度任用職員となります。
雇用期間	雇用の日から翌3月31日までとします。 ただし、活動状況などから双方協議のうえ最長で雇用の日から3年間まで延長することができます。 また、勤務開始日は、応相談とします。
勤務場所	・観光（温泉施設）担当以外 主に庁舎の事務室に勤務し、筑北村内で活動していただきます。 ・観光（温泉施設）担当 主に庁舎の事務室及び西条温泉とくらに勤務し、筑北村内で活動していただきます。
勤務日数及び勤務時間	（1）勤務日数 原則として月曜日から金曜日の週5日 （2）勤務時間 8時30分から17時00分まで ※活動によっては時間外の勤務を要する場合がありますが、振替休日や手当を措置します。 （3）年次休暇のほか、特別休暇制度があります。
報酬等	報酬：月額 201,000円 諸手当：通勤手当、時間外勤務手当 上記の他、年2回（6月、12月）、期末手当及び勤勉手当の支給があります。
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。
住居	筑北村が借り上げた住宅または村営住宅を貸与します。 （家賃が35,000円を超えた場合の差額は隊員負担） インターネット使用料等の一定額は村が負担します。
副業	村長が認めた場合は可能。
隊員負担	（1）引越しに必要な経費 （2）敷金 （3）住宅に係る光熱水費等 （4）活動期間中の生活に必要な経費  ※勤務時間中の活動には、村の公用車やパソコン等備品を貸与します。また、活動に必要な経費（事務消耗品費、出張費用弁償、研修負担金等）も、協議の上、必要に応じて村が予算の範囲内で負担します。
補助制度	『研修事業補助金』：任期中の研修に要する経費に対する補助金 『起業支援補助金』：任期終了に伴う村内での起業に要する経費に対する補助金 『住環境整備補助金』：任期終了後も村内に定住するために行う住環境の整備を目的とした住宅の改修工事に要する経費に対する補助金

## 5 応募手続

### (1) 応募受付期間

令和6年4月1日～随時募集

※採用状況等都合により、予告なく公募を終了する場合があります。

### (2) 提出書類

①長野県筑北村「地域おこし協力隊」応募用紙（様式1）

②長野県筑北村「地域おこし協力隊」活動目標（様式2）

③現住所地の住民票

\* 様式1, 2は筑北村のホームページからダウンロードしてください。

\* 提出書類は郵送してください。

\* 提出していただいた書類は返却いたしません。また、提出された書類の個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

### (3) 応募書類提出先・お問い合わせ

〒399-7501

長野県東筑摩郡筑北村西条 4195 番地（筑北村本庁舎）

筑北村企画財政課

電 話：0263-66-2111

F A X：0263-66-3370

M A I L：[kizai@vill.chikuhoku.lg.jp](mailto:kizai@vill.chikuhoku.lg.jp)

## 6 選考

### (1) 第1次選考

書類選考を行います。結果は、応募者全員に文書により通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に筑北村本庁舎で面接を行います。第2次選考の日程等詳細につきましては、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、第2次選考の面接に要する交通費等は応募者の負担とします。

最終選考結果は、第2次選考の面接を受けられた方全員に、文書により通知します。

## 7 その他

応募前に、活動内容や村の様子を現地でご案内することも可能ですので、ぜひご来村ください。（事前にご連絡ください。また、交通費等は応募者の負担とします。）